

2021 年度末延財団奨学金(追加採用) 応募要領

公益財団法人末延財団より、法学を学ぶ学生で新型コロナウイルス感染拡大に伴い経済的に困窮等している学生への支援を目的とした寄附を賜りました。公益財団法人末延財団からのご寄附は今年度 2 回目となります。寄附金を原資とし「2021 年度末延財団奨学金(追加採用)」を設立しましたので以下のとおり応募いたします。

対象

法学部、法学研究科、法科大学院、の正規課程に在籍し経済的困窮度が高く、学業、人物ともに優秀な者とします。

給付額

月額 6.5 万円を 2021 年 12 月から 2022 年 3 月の間支給します。
(返還を要しない「給付型」です。)

採用人数

5 名

申請手続き

申請希望者は「学内選考用奨学金申請書」に必要書類を添付のうえ、**12 月 10 日 (金) 17:15** までに学生支援課奨学事業係に提出してください。

(私費外国人留学生の方は一橋大学のホームページ (留学生対象奨学金情報)

<https://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/pr/index.php>

に掲載の募集要領も参照いただいたうえで、奨学金応募登録完了報告書を提出してください。)

採用時期

12 月中に採用者に連絡します。なお、採用者以外の者には連絡をしません。

選考方法

「一橋大学奨学生候補者推薦要項」に基づき、学内選考 (書類選考) を行ないます。

採用手続き

採用者は、採用後速やかに振込口座の届出等所定の手続きをする必要があります。

交付

所定の手続きが完了した後、届出のあった口座に振込みます。ただし、採用決定後、指定した期間内に所定の手続きをしない場合は、辞退したもとして奨学金の給付を取り消すことがあります。

停止、廃止等

奨学生が休学した場合は奨学金を停止します。また、奨学生が次のいずれかに該当すると大学が認めるときは、奨学金の給付を廃止します。

- ア 退学又は除籍になったとき
- イ 疾病などのため学業継続の見込みがないと認められるとき
- ウ 学業成績又は素行が不良となったとき
- エ 停学、その他の処分を受けたとき
- オ その他、奨学生として適当でないと認められるとき

報告

奨学生は、奨学金受給終了後速やかに生活状況報告書を提出する必要があります。

【注意】

・他の民間奨学団体等の給付型奨学金も申請できますが、併給はできません。高等教育の修学支援新制度・日本学生支援機構奨学金・その他貸与型奨学金・学内の留学奨学金との併給、授業料免除との併用は可能です。

【本奨学金に関する問い合わせ先】

学生支援課奨学事業係（西キャンパス本館 1 階）

TEL:042-580-8139